

(H30 問 17)

都市計画法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、許可を要する開発行為の面積については、条例による定めはないものとし、この問において「都道府県知事」とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市及び施行時特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 非常災害のため必要な応急措置として開発行為をしようとする者は、当該開発行為が市街化調整区域内において行われるものであっても都道府県知事の許可を受けなくてよい。
- 2 用途地域等の定めがない土地のうち開発許可を受けた開発区域内においては、開発行為に関する工事完了の公告があった後は、都道府県知事の許可を受けなければ、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築することができない。
- 3 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、8,000 m<sup>2</sup>の開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。

4 準都市計画区域内において、農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的とした 1,000 m<sup>2</sup>の土地の区画形質の変更を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 誤り 許可を受ける必要はない。

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

●2019 年版 宅建【基本問題演習講座】

⇒ [https://shibuyakai.com/takken/2019\\_05.html](https://shibuyakai.com/takken/2019_05.html)

●2019 年版 宅建【過去問演習講座】(単編申込みは5月受付開始予定)

※ 問題集の刊行が遅れているため、開講を遅らせます

⇒ [https://shibuyakai.com/takken/2019\\_06.html](https://shibuyakai.com/takken/2019_06.html)

●2019 年版 宅建基幹講座【演習講座セット】(基本問題演習講座&過去問演習講座)

⇒ [https://shibuyakai.com/takken/2019\\_07.html](https://shibuyakai.com/takken/2019_07.html)

【今後の開講予定】

5 月 2019 年版 宅建 過去問演習講座

7 月 2019 年版 カキまくって覚える宅建直前講座

8 月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEB サイトで公表します。  
公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。  
なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。